

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	年度当初の教員会議で周知を行っている。	継続して周知を行っていく。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	常に情報の共有を行っている。いじめ事案を把握したときは、関係の教職員でチームを結成し対応方針を協議した。	引き続き定期的に開催する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和3年度はFDとして本校のSSWに講話していただいた。	引き続き定期的に開催する。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	年度当初の教員会議で周知を行っている。	継続して周知を行っていく。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度当初の教員会議で周知を行っている。	継続して周知を行っていく。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	毎月開催される学科会議において、1年生～5年生までの担任報告がなされており、その情報はいじめ防止委員会にも報告されている。	継続して情報を収集していく。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	年度当初の教員会議で周知を行っている。重大事態の調査については「いじめ防止対策委員会規程」で役割を定めている。	引き続き、年度当初に周知を行っていく。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	年度が替わるときに、次年度担任への引継ぎが十分でなかったことがあったので、改善をしたい。	いじめ事案に関する情報の引継ぎは担任に任せるのではなく、いじめ防止委員会が行うことにする。	令和5年3月
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	令和2年度に改正または策定した、基本計画、防止プログラム、対処マニュアルを運用しながら、修正等を行っている。	継続して検証し、次年度に反映させる。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	「いじめを受けている」事みの調査ではなく、「こころの状態」を調査し、気になる学生には、背後に「いじめ」があるかもしれないという意識を持って、面談を実施している。	継続して取り組んでいく。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	関係教職員で共有するようにしている。	カウンセラーが得た、いじめの解決に必要な情報は、関係教職員で共有している。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和3年度は実施できていない。	いじめ防止啓発講話を実施した。	令和4年6月実施
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	令和3年度は実施できていない。	いじめ防止啓発講話を実施した。	令和4年6月実施
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	令和3年度は実施できていない。	いじめ防止週間を設定し、いじめ防止啓発ポスターを掲示した。	令和4年6月実施
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPで公開している。	適宜、見直しを行い最新の物をHPに公開する。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	被害者の希望を尊重しながら、対応している。	被害者の希望を尊重し、解決に向けた対応方針を決め対応することを継続する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和3年度は実施できていない。	外部評価委員会開催時にいじめ防止等基本計画や取組の内容を説明し、意見を頂く。	令和5年度
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができていない。	警察との連携はとれている。	継続して連携を取っていく。	-